特定装置の種類	規則番号
一　第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号 第百七十七号改訂版
一の二　第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第四改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）
一の三　第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
一の四　第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
一の五　第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
一の六　第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
一の七　第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
一の八～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	第百六十八号改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）
十五の五～三十四の七　（略）	（略）
三十四の八　第二条第四十号の八の車両後退通報装置	第百六十五号
三十四の九　第二条第四十号の九の眠気警報装置	第百八十二号
三十四の十　第二条第四十号の十の脇見警報装置	第百八十三号
三十五～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	４以上

特定装置の種類	規則番号
一　第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号 第百七十七号
一の二　第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。） 第百五十四号第三改訂版
一の三　第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
一の四　第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
一の五　第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	
一の六　第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	
一の七　第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	
一の八～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置	第百六十八号
十五の五～三十四の七　（略）	（略）
三十四の八　第二条第四十号の八の車両後退通報装置	第百六十五号
三十五～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	４以上